

8 住宅に関する支援策

No.	自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間等	募集人数等	担当課	電話番号	HPアドレス
1	①山形市	新規就農支援事業 (住宅家賃)	本市に転入し、農業を継続的に営もうとする新規就農者及び研修生（就農時50歳未満）	市外から市内に住所異動し、新たに市内で農業を始める新規就農者又は研修生に対し、住宅家賃の1/2以内の額を補助（上限4万円/月）（研修最大2年間 就農後最大5年間）	随時募集	予算の範囲内	農林部 農政課	023-641-1212 (内線436、430)	—
2	③天童市	天童市新規就農者移住・定住促進事業費補助金交付要綱	（支援対象者） 天童市に移住・定住し新規就農者又は農業研修を受ける者。 （条件） ・就農時点で50歳未満であること。 ・申請時に市街からの転入後1年未満であること。 ・5年間本市に定住し農業に従事すること（研修期間を含む） ・新規就農者にあつては、青年等就業計画の認定見込みがあり、市内の農地において農業で生計を営むものであること。 ・農業研修を受ける者にあつては、市内の農家、研修機関等で1年以上の研修を受ける者であること。	家賃 月額又は一月当たり4万円のいずれか低い額 光熱水費 一月当たりの実費又は月額5千円のいずれか低い額 補助金の対象となる期間は、補助金の交付から5年を上限とする。	随時募集	予算の範囲内	農林課	023-654-1111 (内線216)	
3	⑥寒河江市	新規就農者定住促進支援事業	50歳未満の新規就農者及び研修生かつ、市外在住の期間が連続して1年以上あり、寒河江市に転入して1年未満の者。	【住宅支援事業】 市外から市内に定住し、新たに市内の農地を活用し農業を始める50歳未満の新規就農者又は研修生に対し、家賃の1/2（上限4万円/月）、光熱水費を一律5千円/月を補助（最大60か月）	—	予算の範囲内	農林課	0237-85-1763	http://www.city.sagae.yamagata.jp/jigyounougyou/shunoshashien.html
4	⑥寒河江市	寒河江市結婚新生活支援事業	寒河江市内に住所を有する新婚世帯で、夫婦共に39歳以下であること、世帯所得合計が500万円未満であること等	引越費用及び賃貸住宅の家賃・敷金・礼金等の費用について、夫婦共に29歳以下の世帯は上限60万円、その他世帯は上限30万円を補助。	—	予算の範囲内	企画戦略課	0237-85-1413	https://www.city.sagae.yamagata.jp/kurashi/tetuduki/kekkon-etc/marriage-support.html
5	⑥寒河江市	寒河江市子育て定住住宅建築事業補助金	子育て世代や県内外からの転入者であること等	子育て世代や市外から市内に定住する方が住宅を建築・購入・リフォームする場合に経費の一部を補助。補助額は、建築・購入の場合50～200万円、リフォームは上限50万円。	—	予算の範囲内	建設管理課	0237-85-1627	https://www.city.sagae.yamagata.jp/kurashi/sumai/jyutaku/kosodeteteizyu.html
6	⑦河北町	新規就農者定住支援事業	認定新規就農者等	家賃月額の2分の1又は月額4万円のいずれか低い額を最長3年間	—	予算の範囲内	農林振興課 農業振興係	0237-73-2112	—
7	⑨朝日町	朝日町新規就農者等支援事業	研修生や認定新規就農者等	○農業研修生等の宿泊施設完備 農業研修生及び認定新規就農者とその家族が使用可能な無料宿泊施設有 （長期研修生や認定新規就農者が利用する場合は光熱水費実費負担）	—	予算の範囲内	農林振興課	0237-67-2114	—
8	⑩大江町	大江町新規就農者家賃等補助事業	本町に移住し新規に就農を開始する者で、将来にわたり大江町で営農をおこなう意思がある者。	家族で賃貸住宅を借りる場合、家賃4万円/月限度、光熱水費1万円/月限度に助成。単身者は、無料で研修施設を使用可能	—	予算の範囲内	農林課	0237-62-2115	—
9	⑩大江町	大江町新規就農者用住宅の賃貸	本町に移住し新規に就農を開始する者で、将来にわたり大江町で営農をおこなう意思がある者。	新規就農者用住宅（H26～30年度に各1棟を整備）を町で整備。家族で移住する新規就農者に対し賃貸。家賃月5万円、上記の補助金を活用すると家賃月1万円で居住可能。	—	予算の範囲内	農林課	0237-62-2115	—
10	⑭大石田町	新規就農者等生活支援補助金	町外から大石田町に転居し、住宅を借りる新規就農者	町外から大石田町に転居し、住宅を借りる新規就農者を助成（住宅費2万円/月、光熱費5千円/月以内）	随時募集	予算の範囲内	産業振興課	0237-35-2111	—
11	⑮高畠町	新規就農者家賃補助事業	認定新規就農者（就農形態区分が「新たに農業経営を開始」に該当している者のみ）及び農業研修生で、町税（国民健康保険を含む）の滞納がない者	町内の住宅等について賃借契約を結んだ対象者一世帯に対し、対象期間内に支払った月額家賃（管理費、共益費及び駐車場使用料を除く）の1/2の額について月額2万5千円を限度として合計12月分を上限に最長2年間助成	令和8年3月31日まで	予算の範囲内	農林振興課	0238-52-1827	—
12	⑰長井市	長井市生き生き就農家賃支援事業	農業次世代人材投資事業（経営開始型）、新規就農者総合対策（就農準備資金、経営開始資金、雇用就農資金）対象者への家賃補助	賃貸住宅家賃の年間自己負担額の1/2又は36万円のいずれか低い額を助成。3年間。	随時募集	予算の範囲内	農林課	0238-82-8015	http://www.city.nagai.yamagata.jp/

No.	自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間等	募集人数等	担当課	電話番号	HPアドレス
13	㊸白鷹町	新規就農者育成支援事業（賃貸住宅助成）	・本籍及び前住所が町外であること ・居住開始から3年未満の者 ・他の事業などで家賃補助を受けていない者及び公営住宅に入居していない者 ・「農業経営計画」を有する者 ・「農業経営計画」の実現を保証又はサポートする者がいる者 ※農業経営計画 ：青年等就農計画、農業次世代人材投資事業に基づく研修計画等	賃貸住宅の家賃補助（年間賃借料の1/2又は36万円のいずれか低い額）3年間上限。	随時	予算の範囲内	農政課	0238-85-6107	http://www.town.shirataka.lg.jp/
14	㊸白鷹町	新規就農者育成支援事業（住宅購入助成）	・本籍及び前住所が町外であること ・取得した住宅に5年間以上居住すること ・他の事業などで家賃補助を受けていない者及び公営住宅に入居していない者 ・「農業経営計画」を有する者 ・「農業経営計画」の実現を保証又はサポートする者がいる者 ・取得した住宅が損害保険に加入していること ※農業経営計画 ：青年等就農計画、農業次世代人材投資事業に基づく研修計画等	戸建て住宅を購入した場合、購入費の1/2又は80万円のいずれか低い額を助成	随時	予算の範囲内	農政課	0238-85-6107	http://www.town.shirataka.lg.jp/
15	㊹飯豊町	家賃支援事業費補助金	町外からの新規就農者又は新規就農者育成総合対策（就農準備資金）を活用して町内の農家で研修をしている者で町内の賃貸借住宅に居住していること	町内の賃貸住宅の家賃を助成。年間負担額の1/2又は24万円のいずれか低い額を上限として支給。ただし、事業対象期間は3年以内。	随時募集	予算の範囲内	農林振興課	0238-87-0525	http://www.town.iide.yamagata.jp/
16	㊹飯豊町	飯豊で幸せになる条例	町内への定住の意思を有して住宅を新築または購入された場合	住宅を新築又は購入した場合、一世帯につき1回に限り奨励金を交付。 ◆奨励金：30万円 ◆加算措置 ・新規就農林世帯、I・Uターン世帯：30万円 ・町内施工業者による新築施工：30万円 ・三世代、新婚、子育て世帯：10万円 ・町内施工業者による飯豊型エコハウス新築：30万円 ・空き家購入：10万円	随時募集 (R8.3.31までの条例)	予算の範囲内 (補正対応します)	企画課	0238-87-0521	http://www.town.iide.yamagata.jp/
17	㊺遊佐町	新規就農サポート支援事業（就農研修生等住宅支援事業）	町内に住所を有する60歳未満者で、町内で6か月以上の農業研修を受ける移住者又は年150日以上農業に従事する新規就農者	町で用意した住宅を無償貸与。やむを得ず賃貸契約を結びアパート等に入居する場合は、家賃相当分とし、月額4万円を上限に補助金を交付（最長2年間）。	随時募集	予算の範囲内	産業課	0234-72-5882	